

【別紙】省令別表改正項目案

項番	現行				12-2025版改正案				改正内容	理由
	類	号	商品・役務名	上位概念	類	号	商品・役務名	上位概念		
1	6	二十四	(新設)	—	6	二十四	金属製屋外用日よけ	—	追加	金属製、かつ、屋外用のものは第6類に属することを明確にするため。 なお、第6類の省令別表に「金属製屋外用ブラインド」(「ブラインド」とは、「窓の日覆い。日よけ用のよろい戸。」「[広辞苑第七版 株式会社岩波書店]を意味する。))が存在することから、金属製かつ屋外用の日よけ(「日よけ」とは、「日の光を避けるためのおおい。日覆い。」「[広辞苑第七版 株式会社岩波書店]を意味する。))も第6類に属するものである。
2	16	八 (四)	指サック	文房具類	16	八 (四)	事務用指サック	文房具類	表示変更	第16類に属する指サックは、事務用に限ることを明確にするため。なお、「医療用指サック」は既に第10類の省令別表に存在する。
3	19	三	リノリウム製建築専用材料	—	19	三	(削除)	—	削除	ユーザーからの要望を受けて、国際分類における第27類「linoleum floor coverings」の和訳を「リノリウム製敷物」から「リノリウム製敷物・床カバー材」に、第27類「linoleum tiles [floor coverings]」の和訳を「リノリウム製タイル(敷物)」から「リノリウム製タイル状敷物・床カバー材」に、それぞれ変更予定。第19類は「金属製でない建築材料」を主とする区分であり、第27類は「床敷物及び織物製でない壁掛け」を主とする区分であるところ、リノリウム製の既存の床や壁を覆う商品は「床敷物」等を主とする第27類に属するといえ、かつ、第27類には既に「敷物」等の上位概念が存在するため、第19類から削除とする。
4	19	三	リノリウム製壁板	リノリウム製建築専用材料	19	三	(削除)	—	削除	同上
5	19	三	リノリウム製タイル	リノリウム製建築専用材料	19	三	(削除)	—	削除	同上
6	19	三	リノリウム製床板	リノリウム製建築専用材料	19	三	(削除)	—	削除	同上
7	19	四 二十四	—	—	19	三 二十三	—	—	号ずれ	第十九類 三 リノリウム製建築専用材料 削除による号ずれ
8	19	二十三	(新設)	—	19	二十二	屋外用日よけ(金属製又は織物製のものを除く。)	—	追加	金属製・織物製のものを以外、かつ、屋外用のものは第19類に属することを明確にするため。 なお、第19類の省令別表に「屋外用ブラインド(金属製又は織物製のものを除く。)(「ブラインド」とは、「窓の日覆い。日よけ用のよろい戸。」「[広辞苑第七版 株式会社岩波書店]を意味する。))が存在することから、金属製・織物製のものを以外かつ屋外用の日よけ(「日よけ」とは、「日の光を避けるためのおおい。日覆い。」「[広辞苑第七版 株式会社岩波書店]を意味する。))も第19類に属するものである。
9	20	九	日よけ	—	20	九	屋内用日よけ	—	表示変更	第20類に属する日よけは、屋内用に限ることを明確にするため。 なお、第20類の省令別表に「屋内用ブラインド」(「ブラインド」とは、「窓の日覆い。日よけ用のよろい戸。」「[広辞苑第七版 株式会社岩波書店]を意味する。))が存在することから、屋内用の日よけ(「日よけ」とは、「日の光を避けるためのおおい。日覆い。」「[広辞苑第七版 株式会社岩波書店]を意味する。))も第20類に属するものである。
10	20	十一	すさ	—	20	十一	(削除)	—	削除	政令(商標法施行令)別表は、第19類に「金属製でない建築材料」、第20類には「家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの」が属することをそれぞれ定めているところ、「すさ」とは「壁土にまぜて、亀裂を防ぐつなぎとする繊維質の材料。」「[広辞苑第七版 株式会社岩波書店]であって、専ら建築に使用する材料であることから、第20類に属する商品の例示として適切でないため。
11	22	十四	(新設)	—	22	十四	織物製屋外用日よけ	—	追加	織物製、かつ、屋外用のものは第22類に属することを明確にするため。 なお、第22類の省令別表に「織物製屋外用ブラインド」(「ブラインド」とは、「窓の日覆い。日よけ用のよろい戸。」「[広辞苑第七版 株式会社岩波書店]を意味する。))が存在することから、織物製かつ屋外用の日よけ(「日よけ」とは、「日の光を避けるためのおおい。日覆い。」「[広辞苑第七版 株式会社岩波書店]を意味する。))も第22類に属するものである。

【別紙】省令別表改正項目案

項番	現行				12-2025版改正案				改正内容	理由
	類	号	商品・役務名	上位概念	類	号	商品・役務名	上位概念		
12	29	十六	菓子(肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。)	—	29	十六	菓子(動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものに限る。)	—	表示変更	ニース専門家委員会第34回会合において、「tofu-based snack food」(豆腐を主原料とするスナック食品)が第29類の商品として可決され、かつ、前記会合において、第29類に属する商品を主原料とするスナック食品は第29類に属することの見解が得られたところ、「スナック食品」は「菓子」を含む概念であることから、「肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツ」のみならず、第29類に属する商品を主原料とする菓子は第29類に分類されることを明確にするため。 なお、「(動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものに限る。)」という表示は、政令別表の第29類「動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物」の表示に準じたものである。
13	30	十二	菓子(肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。)	—	30	十二	菓子(動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものを除く。)	—	表示変更	ニース専門家委員会第34回会合において、「tofu-based snack food」(豆腐を主原料とするスナック食品)が第29類の商品として可決され、かつ、前記会合において、第29類に属する商品を主原料とするスナック食品は第29類に属することの見解が得られたところ、「スナック食品」は「菓子」を含む概念であることから、「肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツ」のみならず、第29類に属する商品を主原料とする菓子は第30類に分類されないことを明確にするため。
14	31	二	ホップ	—	31	二	未加工のホップ	—	表示変更	ニース同盟専門家委員会第34回会合において、「unprocessed hops」(未加工のホップ)が第31類の商品として可決されたことから、第31類に属する「ホップ」は未加工であることを明示するため。
15	44	八	介護	—	45	十五	介護	—	類移行	ニース同盟専門家委員会第32回会合において、「providing non-medical in-home care services for individuals」(2025年より和訳を「家事の代行」から、「家事の代行、在宅での介護及びベビーシッター」に変更予定)が第45類の役務として可決されており、同委員会第34回会合において、当該役務が「介護」を含む表示であることが改めて確認されたことからすると、介護の役務を第44類の役務として省令別表に記載しておくことは適当とはいえず、かつ、介護の役務が第45類に属することを明確にするため。
16	44	八	施設における介護	介護	45	十五	施設における介護	介護	類移行	同上
17	44	八	訪問による介護	介護	45	十五	訪問による介護	介護	類移行	同上
18	44	九 十二	—	—	44	八 十一	—	—	号ずれ	第四十四類 八 介護 削除による号ずれ